

盛岡市水道工事標準仕様書の一部改定について

令和4年4月1日以降入札公告となる工事を対象として、盛岡市水道工事標準仕様書を改定しました。

【改定の概要】

(1) 本 編

ア 第2章 提出書類

「2-13 完成検査時の提出書類」

(ア) (3)を修正：「工事写真帳（監督員の指示による）」

(イ) (4)を修正：「工事写真データ（盛岡市水道工事標準仕様書電子納品基準による）」に修正

イ 第4章 材料

「別表4-1 水道工事承認資材一覧表(5)」

(ア) 管探知ワイヤー規格等の追加：河陽電線㈱を追加

ウ 第5章 土工

「5-4 床掘工」

(ア) 2. の本文を追加：「舗装切断時に現場内で発生する排水(汚泥)は、放流することなく、産業廃棄物処理法に基づき、回収・運搬・処理しなければならない。

なお、排水が伴わない工法を採用する場合は監督員と別途協議し、発生する粉塵等については適正に処理しなければならない。」

エ 第8章 付属施設

「8-6 オフセットプレート」

(ア) 本文を削除：【説明】

令和4年4月1日以降契約工事よりオフセットプレートの使用を廃止する。

また、令和3年3月31日以前に契約した工事で、令和4年4月1日以降に完成する工事についても同様とします。

※オフセットプレートは監督職員に納品してください。

(2) 要領 ③ 工事写真撮影要領

ア 「4. 写真の大きさ」「工事写真帳の大きさ」「6. 工事写真帳の提出部数及び形式」を削除し、「7. 工事写真の整理方法」を「4. 工事写真の整理方法」とします。

イ 4. 工事写真の整理方法

(ア) (1)の本文を修正：「工事写真を電子媒体で提出する場合は、「電子納品基準」によるものとする。」

(イ) (2)の本文を修正：「工事写真を印刷で提出する場合は、「工事写真帳作成基準」によるものとする。」

ウ 別表3-1 (1)「撮影箇所一覧表(1) (8)舗装版切断工」

(ア) 撮影要領の追加：「②舗装切断時に発生する汚泥の回収・処理状況」を追加

(3) 基準

ア 「④デジタル写真管理情報基準」を「④工事写真帳基準」に修正

イ 「③電子納品基準」を追加

【その他】

令和4年3月31日以前に契約を締結している工事につきましては、盛岡市水道工事標準仕様書（令和3年10月1日以降適用）が適用となります。（ただし、オフセットプレートを除く）